

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和3年第2回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第89号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第89号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年5月26日

健康福祉局

議案第 89 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正(令和 3 年厚生労働省令第 55 号)

2 条例の主な改正内容

- (1) 上記 1 に伴い、主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいて、医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合には、看護職員を置かないことができることとするもの

※医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。

- (2) 上記 1 に伴い、児童福祉施設の設置者及び職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができることとするもの

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

## 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p>
目次	目次
第1章 総則（第1条～第22条）	第1章 総則（第1条～第22条）
第2章 助産施設（第23条～第26条）	第2章 助産施設（第23条～第26条）
第3章 乳児院（第27条～第36条）	第3章 乳児院（第27条～第36条）
第4章 母子生活支援施設（第37条～第44条）	第4章 母子生活支援施設（第37条～第44条）
第5章 保育所（第45条～第52条）	第5章 保育所（第45条～第52条）
第6章 児童厚生施設（第53条～第56条）	第6章 児童厚生施設（第53条～第56条）
第7章 児童養護施設（第57条～第65条）	第7章 児童養護施設（第57条～第65条）
第8章 福祉型障害児入所施設（第66条～第74条）	第8章 福祉型障害児入所施設（第66条～第74条）
第9章 医療型障害児入所施設（第75条～第77条）	第9章 医療型障害児入所施設（第75条～第77条）
第10章 福祉型児童発達支援センター（第78条～第82条）	第10章 福祉型児童発達支援センター（第78条～第82条）
第11章 医療型児童発達支援センター（第83条～第86条）	第11章 医療型児童発達支援センター（第83条～第86条）
第12章 児童心理治療施設（第87条～第92条）	第12章 児童心理治療施設（第87条～第92条）
第13章 児童自立支援施設（第93条～第101条）	第13章 児童自立支援施設（第93条～第101条）
第14章 児童家庭支援センター（第102条～第104条）	第14章 児童家庭支援センター（第102条～第104条）
<u>第15章 雑則（第105条）</u>	<u>（新設）</u>
附則	附則
第10章 福祉型児童発達支援センター	第10章 福祉型児童発達支援センター
（職員）	（職員）
第79条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を	第79条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を

改正後	改正前
<p>営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他基準省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合の区分に応じ、当該各号に定める職員を置かないことができる。</p>	<p>営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他基準省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合の区分に応じ、当該各号に定める職員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士</p>	<p>(1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士</p>
<p>(2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員</p>	<p>(2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員</p>
<p>(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</p>	<p>(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</p>
<p>(4) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員</p>	<p>(4) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員</p>
<p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員</p>	<p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員</p>
<p>2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。</p>	<p>2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。</p>
<p>3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの</p>	<p>3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの</p>

改正後	改正前
<p>嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、<u>第1項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員</u>を置かないことができる。</p>	<p>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、<u>40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員</u>を置かないことができる。</p>
<p>(1) 第1項に規定する職員 (2) 言語聴覚士</p>	<p>(1) 第1項に規定する職員 (2) 言語聴覚士</p>
<p>5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。</p>	<p>6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。</p>
<p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>	<p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 看護職員 (8) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員</p>	<p>(1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 看護職員 (8) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員</p>
<p>8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)</p>	<p>8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)</p>

改正後	改正前
<p>の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。</p> <p><u>第15章 雑則</u> <u>(電磁的記録)</u></p> <p><u>第105条 児童福祉施設の設置者及び職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	<p>の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>